

# 第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

2 月 26 日

平成22年第1回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 2 年 2 月 2 6 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成22年2月26日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成22年2月26日 午後2時47分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	欠 員
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	8 番	金 城 勝 英	1 番	宮 里 順 之
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	病 休	臨 時 書 記	仲宗根 寛
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	政策調整監兼 総務課長	垣 花 健		
	公営企業課長	野 崎 康		

平成22年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成22年2月26日午後1時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明
4	議 案 第 1 号	座間味村財政健全化計画の策定について
5	議 案 第 2 号	座間味村経営健全化計画の策定について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成22年度第1回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番 金城英雄議員及び1番 宮里順之議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第1号 座間味村財政健全化計画の策定についてから議案第2号 座間味村経営健全化計画の策定についてまでの提出議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こんにちは、きょうもよろしくお願いいいたします。それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第1号

座間味村財政健全化計画の策定について

別添のとおり、座間味村財政健全化計画を定めたいので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第5条第1項の規定によって議会の議決を求める。

平成22年2月26日

座間味村長 宮 里 哲

なお、内容につきましては午前中の全協の中で説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

議案第 2 号

座間味村経営健全化計画の策定について

別添のとおり、座間味村経営健全化計画を定めたいので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 5 条第 1 項の規定によって議会の議決を求める。

平成 22 年 2 月 26 日

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4．議案第1号 座間味村財政健全化計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

3ページの歳出削減策の中の（2）補助金等の整理合理化、平成21年度となっていますけれども、これはそのシーリングはやり終わっているわけですか。その辺をちょっと。お答えください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えします。平成21年度のシーリングによる歳出削減、補助金等の見直しですけれども、これは今から約1年前の予算編成の時期にそういうシーリングを設けて、そのように歳出削減を行っています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この削減は、その場合はそれでいいんですけれども、次の（5）その他歳出削減策と950万円を目標額に平成21年度から平成22年度とありますけれども、やはりシーリングによる物件（旅費・賃金の削減）と、平成22年度はどの程度、どういうふうにして抑えるんですか。平成21年度はもう実施されておりますので、平成22年度。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えします。ただいまの平成22年度については、近々皆様に当初予算を提示いたしますけれども、来年度の予算編成方針の中では、旅費とか賃金という物件費と言われているものを5%削減ということで目標を上げてはおります。ただ、これはあくまでも目標額となっておりますので、午前中もお話しましたとおり、やはり必要なところは必要なものとしてそれは残さなければいけないでしょうし、また増額もあり得ますのでこれはあくまでも目標額ということでとらえていただきたいと思います。

最終的に決算のほうで実績があらわれるという形になるかと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それは、3月の定例会で詳しいことはお聞きします。

あと1点です。滞納徴収業務の効率化及び滞納額の早期解消を図り、徴収率の向上を図ると、このように書いてありますが、これは具体的に今どういう動きをされているのか。ただ効率化及び早期解消を図ると言っても、具体的にどのようにするのがわからなければいけないと思うんです。今現在、どういう動きをされているのか、その辺をちょっとお答えください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

これについては、特別会計における取り組みということですのでよろしいですね。確かに上下水道と船舶の貨物については以前から滞納額がかなり他市町村に比べて大きいということで平成20年度に徴収対策チームを立ち上げました。それで、これまでやっていなかったということではないんですけども、やはり徴収に対する作業がちょっとおろそかになっていたというか、かなり前のものがまた残っていたりとか、その辺の仕事に対するウェイトが余り重くなかったということで、その辺を反省しながら今、担当、特別会計を持っている課においては個別訪問をやったり、電話での催促等、当たり前のことではあるんですけども、その辺の当たり前のことをとにかく一生懸命やっというところでの取り組みの方策であります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、課長が徴収業務がおろそかになっていたというのが、やはりこういう国から命令がおりてこない限り、いかにのんびらで仕事をしてきたかということがわかるわけですね。危機感がもう、本当に陥ったときに初めてこういう意識が出てくるという、これは普段から公務員としての仕事というのは、やはりちゃんと仕事をやってきていないと、今みたいなことが起こるわけですよ。税金を上げるとか、運賃を上げるとか、簡単に理解が得られないというのはそこにあるわけです。ちゃんとしていけば、いや、もうそれは仕方がないだろうということになりますけれども、なぜ上げるんだと。一方では納めていない人もいないかと、水道も、あと第2号議案でもやりますけれども、そういうものがありますよ。だから、最後にこの4の村全体で取り組むというのは本来からあるべき話なんですね。改めてこうやってなされるというのはちょっとおかしな話じゃないかなと思います。大分皆さんは危機感を感じているので、これを機にもっと気を引き締め直してやっていただきたい。そうじゃないと、皆さんも私たちも含めてそうなんです、これをちゃんと達成しない限り交付税も自分たちは何をやっているんだと、税金もちゃんと取れない、そういうところに金を出せるかと国はそういうふうにやってきますので、これは私たちも協力できるものはちゃんとやります。バックアップしますので早目に3年、4年と言わずに1年、2年ですべてを解決するようにしていただきたい。1号議案に対しては、これで質疑を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

2ページですね、担当課長。この計画期間は、平成21年度から平成24年度までの4カ年間とすることは、これは確認ですけども。それから、財政早期健全化の基本方針の中で1、2、3、4とありますけれども、この公的資金補償金免除繰上償還、これは簡易水道特別会計に該当すると思いますけれども、その次の減債基金や決算剰余金等を勘案し、縁故資金の繰上償還を積極的に行うということ、まず具体的に説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

御説明いたします。現在、村においては公債費負担適正化計画のもと、毎年減債基金というものを積み立てております。宮里議員も御存じのとおり、これは借金の返済に充てる基金でございます。それから、平成20年度決算においても決算剰余金が約1億円程度出ましたけれども、その辺に関してもそういう基金や剰

余金については繰上償還のための財源に積極的に使いたいという考えです。特に繰上資金と書いておりますのは、やはり繰上資金は貸付利率が非常にほかの政府資金に比べると高いものですから、その辺を先に剰余金等が出た場合にはその資金に充てたいという考えです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

それから、これは個別外部監査人から見た、4 番目ですね、これは午前中の総務課長の説明では、いわゆるこれは職員全体で共通認識、さっき同僚議員がそれに近いような話をしておりましたけれども、情報共有と共通認識を取り組ませているということなんですけれども、これは職員全体がね、村長、共通認識と先ほどの話にもありましたけれども、重複しますけれども、情報を共有し、そうすることによってやらないと危機感がないんです。だから、これは十分職員全体で、ただこの課長だけこっちで議会ごとにそれを、ああ、大変だな、そうしましょうねということじゃなくて、全職員、全体が共通認識を持たないといけない。ぜひ、これは要望ですね、やってもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほど、金城善昇議員からもお話がございましたが、本当にこの滞納等に関する考え方に関しましては、平成20年度からうちの総務課長からもお話がありましており、徴収対策チームというのをつくって頑張ってはおります。私は、それなりにこの2年間頑張ってきたというふうに考えておりますが、先ほどから話があるように担当者であったり、財政担当課長であったり、そういう方たちだけが一生懸命になっているというところが非常に見えるというのが現状だったと思います。そこを、この財政健全化計画の中にあえて書くことによって、私たちが身を律するというのをしていきたいと考えております。ちなみに、この第1弾といたしまして、今回の外部監査を通じまして、外部監査人から役場職員全員に対しての今回の監査の内容の説明を、本当はもっと早く進める予定でしたが、日程が天気の都合で延びておりますけれども、近々やる予定となっております。その辺を改めまして、気持ちを新たに職員一丸となって徴収に取り組んでいきたいと思っておりますので、御承知おきしていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

その中の4ページ、いわゆる基準外繰出金、総務課長、これは財政規律というのはいないですよ、今のところね。だから、これね、一番これも指摘されたことだと思うんですけども、今度ですね、例えば特別会計を繰り出す場合にどういう数字で何%でそれは基準外のあれを出すかと。これは、ある程度決めておかないと漫然としてわからないですよ。だから、それをちょっとお願いします、それに対して、基準外の繰出金をどのように今後、規律、その条例をやっていくかということですね、

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。特別会計に対する繰出金については、これまで本当に赤字の分を埋めるという形で繰り出しをしておりました。本当に際限なく出していたと言っても過言ではないと思いますけれども、やはりそこには基準というのが明確でなかったという、これは外部監査の指摘もあつたんですけども、やはりこ

れについてはちゃんとした基準をこれから設けさせていただきます。それでも、基準内というのはまた例えば公債費の2分の1とか、いろいろな算定の方法があって、細かい方法があるんですけども、これについては当然繰り出しをしなければならぬというふうには考えているんですけども、それ以外の基準外となるものについては、これにも書いてありますけれども、75%以内をめどとするということを考えております。例えば、基準内が100万円であれば175万円までは基準外でも出していいだろうということは考えておりますけれども、それでも基準外についてはやはり本来出すべきものではありませんので、先ほどから出ております料金の徴収とかを上げていって、なるべく基準外繰出をしないようにという方向でやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

だから、そこで少し言いたいけれども、とにかくまた徴収ですよ、滞納。これも絡んできますよ。だからそういうことで、これを、5カ年の計画に入れてみても、絵にかいたもちではいけないですから、だからそれをぴしゃっと押さえて、担当課ですよ、よくそのように努力してもらいたいと思っております。はい、以上で私の質疑はこれで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

今、順之議員からちょっとあったんですけども、いわゆる基準外繰出金という部分に関して、確か平成20年度は3会計で2、800万円ほどの一般会計からの充当があったと思うんですが、それを上回るということはもちろんないですよ。いわゆる繰出金に関してですけども、それを下回るということですよ。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

平成20年度決算の繰出金というのは、逆に言いますと基準内より基準外のほうが上回っているかと思っております。細かく数字を出してみないといけませんけれども、それは当然下回っていかねばならないというふうに考えます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

ちょっと金額の確認だけお願いします。溶融炉なんですけど、約4億円ぐらいの起債なんですけど、今どれぐらい償還して、計画では完済までにどのぐらいかかるのか、ちょっとお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。溶融炉に関しては平成15年度に借り入れをしまして、平成21年度末で残高が2億9,156万1,000円となる予定です。償還が完了しますのが平成30年度ということになります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

はい、わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 座間味村財政健全化計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 座間味村財政健全化計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第2号 座間味村経営健全化計画の策定についてについてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

1つずつ、質問しましょうね。2ページの第3、経営の健全化の基本方針（2）徴収体制の徹底した見直しと滞納台帳の整備・管理の徹底とあるんですが、これは何年前でしたかね、今、公営企業課長が会計課長のときに二重請求、二重徴収の、あのときは環境衛生課でしたか、そういうことがあったんですが、そのときに台帳に書き忘れたと会計課で、実際にお金は入っているけれども、書き忘れから台帳が消されてなかったと、そのためにあの例の社会保険庁のこともみたいに領収証がないから払えとか、払えないとか、そういう話があったんですよ。その後、その会計課と環境衛生課が同時にチェックして、二重取りとか、また滞納者の記録を共有した後に、その共有した記録があるのかどうか、改善したのかどうか、その辺をちょっと教えてもらっていいですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。当時は、よくお聞きすると担当者がその台帳をよく確認しないで、もう一遍に督促を出しなさいと指示されたものですから、確認しないでやってみたいなんです。ここからちょうど私が会計をしているところに、うちの控えを見て調べて、帳簿をみんな調べたらやはり阿嘉の件ですけども、9件から10件あったんですよ。これをみんな払い戻ししていただいて、その後は正式に直しています。これはよく注意してもらわないといけないけれども、要するに担当がかわった場合、課長もかわった場合、滞納がかなりあるものですから、チェックしながら再請求をやらないと、去った4年前ですか、あのように起こり得る可能性が十分ありますから、これを承知しながら今、チェックしながらやっています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今の引き継ぎが逆に言えば、今の話だと異動になった場合に、逆に言えば今、引き継ぎが完全になされていないという状態ですよ。それによって、いろいろな勘違いやらが起って、そういう体制になってしまったということです。だから異動の場合は、確実に引き継ぎができる、どこがどういう問題があるんだというその問題点の洗い直しを先にやっておいて、それを引き継ぎのときにここが特に問題がありますということで引き継ぎをしないと、次の課長も、担当もどこが問題なのかかわからないから、気がついたときにまた異動、だからこれが今ずっとやられてきたことなので。今までね。これはもう外部監査で言われるまでもなく、自分たちでこれはやるべき事なんですよ。議会でも何回も言っているように、ちゃんとやりなさいというのはそこら辺にあるわけですよ。これは自分たちから、みずからやっていかないと、先ほどの村のものと、またこれは水道関係のものだけでも、同じレベルなんですよ、やることです。その辺を早くちゃんとした形で、これは下の第4の（2）でも同じようなことが書いてあるんですけども、管理、例えば①徴収体制をちゃんとするような、逆に言えば滞納者に対して督促状を送付した後に、給水停止を行う、どういうことをやっていって給水をとめるか。いきなり何もなしにとめるわけにはいかないわけですよ。どういうふうにしてだったら払ってもらえますかというように何回もアタックしていってやると。これは、逆に言えば全員で意識を持ってチームワークを組んで、財政課とか公営企業課と分けなくて全員で同じ意識を持って全員で動けるようにやってください。そうすれば、親戚なんかはちゃんと言うと思いますよ。あなたのところがとめられたら、私は役場において恥ずかしい思いするから払えということだって言えるわけですからね。ただ、その課に任せたらだめですよ、担当だけに任せたら、全員で動いてください。

あと、これもずっと同じことがこれに書いてありますので、あと5ページ、先ほど私が申し上げましたとおり、第7（2）滞納を早期解消し、善良な納税者・利用者の不公平感を払拭するとあるわけですよ。私たちは払って、あちらは払わないのに水がずっと出ていると、こういうふうになってきたらどういうことが起きるかと言ったら、あちらは払わないでも出ているのにうちも払わないでいいだろうという滞納者が多くなってくるわけですね。これを早くやらないと。これは1,600万円ですか、今、滞納されているのはね。だから、これは逆に職員みんなに1,600万円ありますと、だからこういうことがありますから自分たちの給料はカットされるんですよということを言ってください。はっきり言いまして、1,600万円は1,600円じゃないですからね、1,600万円ですからね。すごい金ですよ、これは。

あともう1つ、（6）①メーターの検針業務の簡素化、1カ月検針を2カ月に1回、効果、物件費の削減とありますけれども、果たしてこれというのは確かに物件費の削減にはなると思います。しかし、これは2ページに戻ってもらっていいですか、水道料金の改定状況とこれに書いてありますけれども、次回の改定予定と書いてありますけれども、例えば1月やったときにですよ、8立方メートル使ったと、1,260円、1,449円ですか、これにメーター使用料を入れて1,500円ということになりますけれども、ところ

が2カ月やったらその使う量が全然違ってきたと、この段階をまたいでしまった場合に果たしてお客さんに損をさせる場合が出てくるんじゃないかなと私は思うんですよ。要するに利用者に。とにかく2カ月に一編やることによって料金を多く徴収しなければならなくなってくるんじゃないかなという部分がありますね。計算のやり方によって。そうしたときに、滞納者はさらに滞納するんじゃないかなと。今まで滞納してなかった人が、料金が大きすぎるからもう払いきれないということで滞納が出てくる可能性がある。だから、一方で削減はいいんだけど、逆に利用者にそれを負担金を多く求めていいものかどうか、そこは考える必要が私はあると思いますね。だから、これに関しては1カ月、2カ月というのは、これは削除したほうが私はいいんじゃないかと思えますけれども、どう考えていますか。ちょっとお答えしてもらっていいですか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、4番目のメーターの1カ月を2カ月に1回ということで御質疑がありますけれども、一応これは分析してあるということのうちとしてはやっています。今のところは、必ずこのようにやるとは限っていません。それと非常勤もいますから、そういったもろもろもどうかという今、案も出ているんですよ、職員内で。新たにそうやるんじゃなくて、非常勤の方が午前中、あるいは午後とかできないかどうか、そこら辺も検討していきたいと思えます。今回は、そういう分析値があるからということで県の指導を仰ぎながらそういう計画に乗って…、大変いい質問をありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、私が申し上げたように、確かに物品費の削減から見ると非常にいいかなと思うんだけど、これをやることによって違うところで変な負担が出てくるんで、それはだから物事を進めるときには果たしてこれだけでいいんだろうかというのを見て、本当にここには迷惑がかからないかなとかというものをちゃんと検討してやってください。このままいくと反乱が起きますよ、これは。今までちょっとで済んだのが、もっとなってきたら私も払わないというのが出てくる可能性があるんで、その辺をよく検討してくださいね。私の質問は終わりますけれども、村長はそれについてどう考えておられるか、それを伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

どうも御指摘ありがとうございました。本当になるほどなところもありまして、ただうちの課長からも話がありましたとおり、やるという前提ではなくて検討させていただきたいということでございます。これは、私たちだけではなくて県とか、いろいろなところからいろいろな考え方というのを做って変えたところもありますので、その辺は検討させてください。まず、私たちが第一に考えないといけないのは、おっしゃるとおり住民福祉の向上であつたり、不利益をこうむらないような形で行政サービスをしていくというのが当たり前の仕事でございますので、まずそれを第一にこれからも検討させていただきたいということでお答えとしたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

質疑いたします。これは、計画期間は、期間は平成21年度から平成23年度までの3カ年間ですね、確

認。そこで、順を追っていきましょうね、余りあちこち飛んだらまた私もこんがらがうので。同じく3ページの水道料金改定状況というのがありますけれども、これは平成21年1月1日に改定済みですよ、現行料金ですよ。次回の改定予定は、8立方メートルからいろいろなものを書いておられますけれども、これは次回というのはいつですか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。この次回の改定の予定はいつかということですが、明確に私は日付を書くつもりはございません。この計画の中で、非常にやはり計画どおりいかない場合にはこういうこともあるんだということを書いていただいたということで御了承いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、ちょっと勘違いしないでくださいね。この計画、ちゃんとこれは議会に通るんですよ、これのまた文言を見ると削除する必要はないのか、これは、この「次回」、これはそう書いておいてもいいのか。いや、これは今、説明だからわかります、お互いだったら。例えばあなたは県とか何とか言うことで公のところに出すんだったらこれはまずいんじゃないか、そののあれは削除する必要はございませんか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

この次回改定は、うちとしては計上する予定ではなかったんです。そこに計画として載せる予定ではなかったんです。これは県からの指導のもと、ぜひこれを入れてくださいと、この改定をですね、それでもう渋々ここはもう先ほど村長がおっしゃったようにいろいろあったものですから、これに対しては向こうにも再三そういう話をしたんですけれども、どうしても県のほうからそういう文言を、改定を入れないと計画的にはどうですかねという話がありまして、今回…。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

県の指導もおかしいですよ。これは計画であり、議会を通す正式なものですよ。これにただ入れておきなさいとか、これをもし県がそういう指導をしたら、私が行って聞いて私は抗議して来ますよ。そうですよ。こんな、ただの次回と、それはそういうふうやっておきなさいということじゃ、計画として通らないですよ。これはもっと検討して削除するなら削除して、検討してくださいよ。一応これは私の案として、お願いとして言っておきます。

それから次に、先ほども滞納の話も出ておりましたけれども、現在約1,600万円の滞納がありますよね。そして、ここに平成21年度は15%、240万円圧縮、平成22年度は25%340万円圧縮、2

5%、30%とありますけれども、平成24年度までありますけれども、これをちょっと説明してください、ちょっとよくわからない。じゃあですね、これだけ滞納額を取っていったら一体平成24年度では収納率は何のぐらいになるんですか、35%入れたら。これは、現在の1,600万円に対する徴収でしょう、どうなんですか、これは数字は合いますか、平成24年度ではこれはゼロになるんですか、35%は。ちょっと説明してください。よくわからない、私は頭が悪いから。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

先ほどの質問ですね、4ページ。滞納額が1,600万円、今年はそのうちの240万円を徴収しますよということで、次年度は1,360万円が残りますので340万円予測値として、25%の徴収率を上げるには340万円は取りましょと、平成23年度に1,020万円残っていますから、そのときにまた300万円程度の徴収をやろうと、平成24年度に714万円が残っていますので、その分をまた35%の徴収率でやりましょというあくまでも目標でありますので、そういうふうに変え申し訳ないんですが御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、これは1,600万円の滞納に対する今はあれですか、ちょっと意味がわからない。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

先ほども公的資金補償金免除繰上償還の確実な実施とありますけれども、これをもう少し再度お願いします。3番目の、計画の第3の（4）の公的資金補償金免除繰上償還の確実な実施というところを担当課長ももう少しお願いします。この前にも、1号議案でもそれは関連してきますけれども、今、ここでの審議だから関連しますから、関連しますから割愛しますではないですよ。もう1回、公的資金補償金免除繰上償還の確実な実施と書いてありますから、どなたかやってください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

先ほどの議案のほうでも、お話が出たんですけども、この公的資金の補償金免除繰上償還、利子を免除していただくという国の方針のもとに行われるもので、平成20年度と平成21年度に簡易水道のほうで実施を、まあ平成20年度は実施しました。平成21年度は、去った9月の議会でその分の補正予算を計上してありますので、制度としては平成21年度までということになります。今年度は1,200万円ですね、これは間違いなく償還いたします。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それから、これは先の財政健全化法のほうでも出てきていましたけれども、（5）の基準外繰入の透明性の確保、これも恐らくは部外監査人からのあれだと思いますけれども、一般会計は定めのない繰り上げがこれまで行われてきましたよね、村長。そういったことを踏まえまして、明確な基準外繰入の限度額を設定する必要がありますと、これは先ほども言いましたけれども、そういうことでこれは財務規則でやるんですか、それとも何規則になるんですか、財政規則ですか、財務規則ですか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

基準外、基準内の繰り出しについては、これまで基準が定められてなかったということで、反省の上に立ってはっきりしようということなんですけれども、その決まりはどこから出てきているかという御質疑だと思うんですけれども、これは国からの、総務省のほうから毎年この基準は若干ずつ変わるようなんですけれども、毎年通知がございまして、それに基づいて毎年算定するということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ここに長期滞納の早期解消というのが下にありますけれども、先ほどの独立採算ということが言われておりますよね、これは我が村の消費税もそうだけれども悪化していますね、平成20年、平成21年、ずっと納付率が。平成19年の市町村課の財政指数によると村民税でも悪いですよ、悪くなっています。何ポイント下がっています。だから、前の村長のころから私は一般質問に出して、それを頑張ろうじゃないかということでやっておりますけれども、全然前に歩かないという感じ、数字を見てくださいよ、平成20年度の決算、市町村課のあれを見てくださいよ、一番悪いですよ。役場の皆さんは一生懸命やっていますよ。村長、一生懸命やっています。徴収班も、県からの応援も来ましたよ、やっていますよ。徴収のほうも相当やっていますけれどもね、財産の差し押さえなんかもして、やっているのはわかっていますけれども。何で、毎年毎年の決算の状況は、あんなにスタッフが強力にやっていますけれども、前に歩かないかと。この一番大きな要因は、もちろん大きな2,000万円近くの滞納額にあると思いますけれどもね。ついでに聞きますけれども、水道が約1,600万円だけれども、まあいいですよ、約で、一般会計はどのぐらいあるんですか、村民税は、ざっとでいいですよ。後でいいです。総務課長、後で連絡して、一般会計はどのぐらいの滞納があるということを頭に入れておいてください。これがないと皆さんは危機感がないよ。私のは愚痴ではないですよ。毎年堂々めぐりでしょう。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

細かな端数までは今、出せませんが、地方税で約1,000万円ちょっと、約1,200万円の滞

納分があります。平成21年度の調定です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

立っているついでに話をしたいんですけども、一般会計の審議じゃないですけどいいですけどね、そのように毎年堂々めぐり、いろいろやりますと言っても結局実績が上がらないんですよね。本当にこの計画を立てて、このとおりにできるかというのは大変心配なんですけれども、ぜひこの何ページかにあったように減らしてくださいよ。そういうことを職員も、みんな危機感を持って共通認識をしてという話が出たんじゃないですか、終わります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今、1号議案、2号議案の件でございますけれども、座間味村の財政健全化団体に入らなければこんなことはなかったわけでございますけれども、このようにしてすばらしい計画等をやらないと起債ができないというようなことがあります。これにつきましては大変執行部のみなさんにはこのようにすばらしい書類をつくっていただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。そこで、やはり今後、ここに3年、4年の計画があるわけでございますけれども、これもやはり執行部の皆さんが今後これに沿ってやっていかなければいけないことでございます。だから今、非常に細かいことがいろいろとあるんですけれども、これにおきましてはやはり県との調整等もあってこのような策定をやったと思うんですけれども、やはり今後はこれにやや近いようなことをやってもらいたい、このように思っているわけです。そこで、1点ほどでございますけれども、今は非常に滞納の分が1,600万円ほどあると思うんですが、そのほうに滞納台帳が整備されておらずということが書かれておりますが、前の村長のときに総務のほうから税政課を一応つくったわけでございますけれども、そういうときにはその目標としましてはゼロになるぐらいの目標をやるために、この課をつくったということがよく言われていたんですけれども、今、一般のほうも1,200万円ほど、こちら1,600万円ほどあるというふうにして、特にまた納税の、いわゆる義務者の台帳がないというのも、一体この課というのは1年でつぶれたと思うんですけれども、非常に早かったわけですが、だからこのようにやはりそれだけの責任を持たないと今後は、やはりこんな小さいところで大きな未納があった場合、どうしても追いつかないわけです。やはり自己財源の確保というのが一番大きな問題だと思います。今後は、やはり非常に苦勞すると思うんですけれども、この1号議案、2号議案に沿って皆さんのこれからの活躍を期待して終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 座間味村経営健全化計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第2号 座間味村経営健全化計画の策定については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成22年第1回座間味村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会（午後2時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 宮 里 順 之